

狭山市立公民館と狭山市地区センターの狭山市
地域交流施設（仮称）等への再編に関する計画

令和元年 1 1 月

狭山市

目 次

I	公民館と地区センターの現状と課題	1
II	公民館と地区センターの地域交流施設（仮称）等への再編	2
1	再編後の機能	2
2	再編によるメリット	3
III	地域交流施設の名称	4
IV	地域交流施設の管理運営等	4
1	管理運営の内容と方法等	4
2	施設の利用	5
3	施設の利用時間等	5
4	施設の使用料	5
5	運営協力組織の設置等	5
V	地域交流施設への再編の進め方	6
1	入曽公民館と入曽地区センターの地域交流施設への再編	6
2	他の公民館と地区センターの地域交流施設への再編	6
VI	入曽公民館と入曽地区センターの再編に伴う事務手続き等	6
1	条例の制定改廃	6
2	財産処分等の手続き	7

I 公民館と地区センターの現状と課題

本市の公民館は、地域における生涯学習・社会教育の拠点として、地域住民の学習や文化等の活動を支えるとともに、これらを通じて地域のまちづくりや地域コミュニティの形成等にも寄与していますが、利用者はここ数年減少傾向にあります。

全公民館(11館)の年間延べ利用者数(公民館が主催する講座等への参加数を除く)は、平成25年度が640,276人、平成26年度が660,981人、平成27年度が617,831人、平成28年度が564,778人、平成29年度が605,586人、平成30年度が596,340人となっており、平成25年度と平成30年度を比較すると、約44,000人の減少が見られます。

その背景として、新狭山公民館が建替えにより休館したことによる影響もありますが、公民館利用の現状として、中高年者を中心とした利用が多く、その活動内容も多岐にわたっているものの、利用者が固定化しており、また、一部の利用団体においては会員の高齢化により活動回数が減少してきていることが挙げられます。

さらに、公民館を利用するにあたっては、利用団体としての登録を受ける必要があり、個人では利用することができず、また、利用者の活動の場も公民館に限らず多様化してきている状況もあり、このようなことが、利用者が減少してきている原因になっていると考えられます。

こうした実態を踏まえたなかで、これからの公民館については、学習や文化等の活動のみならず、地域住民の多様なニーズに応え、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用の促進を図っていくことが求められています。さらに、これからは、公民館の活動の成果を地域の課題解決に向けたまちづくり活動に活かしていくことが求められています。

一方、地区センターは、富士見公民館・水野公民館・広瀬公民館を除く8公民館に併設され、地域における行政の総合窓口(市の出先機関)として、自治会その他の公共的団体との連絡調整等を行うとともに、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書等の発行業務を行っています。また、地域におけるまちづくり活動の拠点として、地域住民が主体的に行うまちづくり活動を支援しています。さらに、災害時には、現地災害対策本部が設置されることになっています。

このようななかで、地域における課題も多様化してきており、特に、これからは、地域住民と市が協働して地域の課題解決に取り組んでいく必要があります。こうした点では、まちづくり活動の拠点としての機能をより一層充実していくことが求められています。

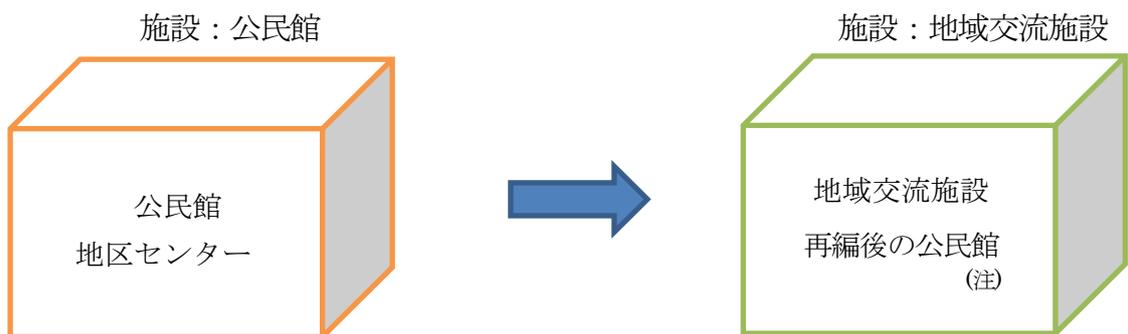
また、地域の防災拠点として、地域住民と連携して防災機能のより一層の充実を図っていくことが求められています。

Ⅱ 公民館と地区センターの地域交流施設（仮称）等への再編

公民館と地区センターについては、現状と課題を踏まえたなかでは、学習や文化等の活動の場とともに、特に、これからは、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う場として、地域住民の交流や連携のより一層の促進を図っていくとともに、地域のまちづくり活動の拠点として、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援し、さらには、地域の防災拠点として、防災機能のより一層の充実を図っていく必要があります。

そこで、これからは、公民館と地区センターについては、これまで担ってきた機能を継承しつつも、施設自体のあり方を見直して、様々な機能を有する地域交流施設（仮称）（以下「地域交流施設」という。）に再編します。ただし、再編後も、公民館については、主に、社会教育事業を実施する施設として存置します。

【再編のイメージ図】



(注) 施設の貸出しは、地域交流施設が行い、再編後の公民館は、主に、社会教育事業を実施します。

1 再編後の機能

◆地域交流施設の機能

(1) 多様な学習活動の促進を図る機能

学習を通じて、自己を磨き高めるとともに、学びの成果を地域社会のなかで活かすことができるよう、多様な学習の機会や場の提供を通じて、地域住民の主体的な学習活動を支援します。

(2) 幅広い世代の交流等の促進を図る機能

子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に集い、利用することのできる場を提供し、地域住民の交流や連携の促進を図ります。

(3) 文化やスポーツ等の活動の促進を図る機能

人々のライフスタイルの多様化に対応して、地域住民が主体的に活動することができる場を提供し、地域住民の文化活動やスポーツ活動等の促進を図ります。

(4) 地域における行政の総合窓口としての機能

自治会その他の公共的団体との連絡調整等を通じて、地域における公共的活動を支援します。また、住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書等の各種証明書等の発行業務を行います。

(5) 地域のまちづくり活動の促進を図る機能

地域の課題の解決に向けて、まちづくり活動に取り組む団体等の活動を支援し、住民主体のまちづくり活動の促進を図ります。

(6) 災害時の防災拠点及び緊急避難場所としての機能

災害発生時には現地災害対策本部を設置するとともに、災害の状況に応じて地域住民等の緊急避難場所としての活用を図ります。また、地域住民と連携して、地域の防災機能の充実を図ります。

◆公民館の機能

(1) 地域における社会教育の推進を図る機能

現代的課題や地域課題等に対する地域住民の理解を醸成するとともに、その解決に向けての取組みを喚起するため、これらの課題をテーマとした社会教育事業を実施します。

2 再編によるメリット

(1) 幅広い活動による地域住民の交流等

公民館を定期的にご利用する場合には、利用団体の登録をする必要があり、この場合、団体の目的が社会教育法に即したものであることなど、登録できる団体に一定の要件が課せられていますが、地域交流施設では、こうした要件を緩和することにより、幅広い活動の利用ができ、地域住民の交流や連携の促進をより一層図ることができます。

また、公民館は、祝日は休館となっていますが、地域交流施設では、年末年始を除き祝日も開所することにより、地域住民の多様なニーズに対応します。

(2) 施設利用の制約の緩和による多様な活動

公民館を利用する場合には、社会教育施設という性格から営利・政治・宗教活動に関して、一定の制約がありますが、地域交流施設は、地域コミュニティの形成を図っていく場でもあることから、公共施設という性格から公平性や中立性を確保し

ながらも、その利用について制約を緩和することにより、多様な活動を行うことができます。

(3) 交流スペースの確保による自由で気軽な利用

現在の公民館は、予約なしに自由で気軽な利用ができるスペースが少ない状況にあります。地域交流施設では、予約をしなくても気軽に利用できるスペースを確保することにより、幅広い世代の利用が図られ、これが地域住民の交流や連携につながっていきます。

(4) まちづくり活動の活性化

現在、公民館と地区センターが連携して、公民館での学びの成果を地域のまちづくりに活かす取組みを行なっていますが、こうした取組みを市長部局と教育委員会が一体となり、地域住民との協働で行うことにより、まちづくりを効率的に進めることができ、これが地域住民主体のまちづくり活動の活性化につながっていきます。

III 地域交流施設の名称

地域交流施設の名称は、施設の設置目的や内容が分かりやすいように、各地区の名称を冠した「〇〇地域交流センター」とします。

IV 地域交流施設の管理運営等

1 管理運営の内容と方法等

地域交流施設は、公民館と地区センターを再編したものであり、地方自治法第244条第1項に基づく公の施設であるとともに、同法第155条第1項に基づく市の出先機関という2つの機能を兼ね備えた施設となります。

具体的には、公の施設という面では、地域交流施設においては、地域住民への施設の貸出しや事業の実施を通じて、地域住民の学習や文化等に関する活動を支援するとともに、様々な交流活動を促進します。なお、再編後の公民館については、施設の貸出しは行わず、主に、社会教育事業を実施します。

また、市の出先機関という面では、地域交流施設においては、地域のまちづくり活動の拠点として、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、災害時には、地域の防災拠点としての役割を果たします。さらに、地域の公共的団体との連絡調整を行うとともに、各種の証明書等の発行業務を行います。

このように、地域交流施設は様々な機能を有する施設であることから、市長部局が

直接管理運営することとし、これに必要な職員を配置します。

なお、再編後の公民館の事業についても、地域交流施設の職員が企画し実施することから、職員に対しては、教育委員会の職員（公民館職員）としての併任発令を行います。

また、地域交流施設では、学習や文化等に関する活動をはじめ、様々な交流活動を促進し、さらには地域のまちづくり活動等の促進を図るうえでは、これらに関して、豊富な知識や技能及び経験を有する地域の優れた人材の発掘と育成に努めるとともに、そうした人材の活用を図っていきます。

2 施設の利用

地域交流施設の貸室を利用する場合には、利用者は登録を行う必要があります。このうち、5人以上の団体として登録した者は優先して貸室の予約抽選申込みをすることができ、それ以外の利用者は、当該団体が貸室を予約した後に、空いている部屋を予約することができます。なお、登録をせずに貸室を利用することもできますが、この場合においては、登録をした利用者が貸室を予約した後に、空いている部屋を利用することとなります。

3 施設の利用時間等

地域交流施設の貸室の利用時間等については、公民館に準じます。

4 施設の使用料

地域交流施設の貸室の使用料については、公民館に準じます。

5 運営協力組織の設置等

現在、各公民館には公民館事業運営委員会が設置され、また、各地区センターにはまちづくり推進会議が設置されています。公民館と地区センターを地域交流施設へ再編することにより、公民館事業運営委員会とまちづくり推進会議については、これらを統合して、新たな組織を設置します。

なお、この組織については、地域交流施設と再編後の公民館が実施する各種の事業や地域住民が主体的に行うまちづくり活動をコーディネートしていく役割等を担います。

V 地域交流施設への再編の進め方

1 入曽公民館と入曽地区センターの地域交流施設への再編

入曽公民館については、防衛省の補助事業（入間飛行場周辺コミュニティ供用施設設置助成事業）の採択を受け、旧入間中学校跡地において、平成 30 年度と令和元年度の 2 カ年事業により入曽地区地域交流施設（仮称）として建替えを行なっているところであり、令和 2 年 4 月からは、入曽公民館と入曽地区センターを再編した入曽地区の地域交流施設として、供用を開始することとします。

なお、現在、入曽地区センターの分室として水野公民館内で各種の証明書等の発行業務を行っている水野市民サービスコーナーについては、コンビニ等で住民票の写し等の証明書を受け取ることができるマイナンバーカードの普及が進んでいない状況を鑑み、当分の間、入曽地区の地域交流施設の分室として存置します。

2 他の公民館と地区センターの地域交流施設への再編

入曽公民館と入曽地区センター以外の他の公民館と地区センターの地域交流施設への再編については、狭山市公共施設等総合管理計画及び狭山市公共施設再編計画を踏まえるとともに、入曽地区における地域交流施設への再編後の状況も踏まえたうえで、具体的には、これらの施設や近隣の公共施設の大規模改修や建替え等の時期をとらえて検討していきます。したがって、他の公民館と地区センターについては、地域交流施設へ再編するまでの間は、これまでどおりの方法により施設の管理運営を行っていきます。

なお、本計画の推進にあたっては、公民館を所管する教育委員会の教育委員会会議、社会教育委員会会議、公民館運営審議会にその都度説明を行うとともに、地域住民や公民館利用者等を対象に説明会を開催するなどして意見を聴取し、本計画の推進に活かしていきます。

VI 入曽公民館と入曽地区センターの再編に伴う事務手続き等

1 条例の制定改廃

入曽公民館と入曽地区センターを再編して設置する入曽地区の地域交流施設は、地方自治法第 244 条第 1 項に基づく公の施設であるとともに、同法第 155 条第 1 項に基づく市の出先機関であることから、これを包含した地域交流施設の設置に関する条例を新たに制定します。また、狭山市立公民館条例についても、再編後の入曽公民館の機能等の明確化を図るため、所要の改正を行います。

なお、これらを内容とする条例の制定改廃の議案については、令和元年第4回狭山市議会定例会に提出します。

2 財産処分等の手続き

現在の入曽公民館については、建設や改修を行うにあたり、国の補助金を活用してきたことから、これを解体するにあたっては、補助金に関する財産処分の手続きを行う必要があります。

また、財産処分の手続きを行った後の土地と建物は教育委員会から市長部局へ移管します。